

# 石垣市民憲章推進協議会助成要綱

## （趣旨）

第1条 会長は、市民憲章運動の普及、啓発、推進に寄与する活動を促進するために、個人、団体、事業所等が行う活動に要する経費について予算の範囲内において要綱に基づき助成金を交付する。

## （助成対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる個人、団体、事業所等は、石垣市内に住所または活動場所を有すること。

## （助成対象事業）

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、市民憲章運動の普及、啓発、促進に寄与する活動のうち、次のいずれにも該当する事業であること。

- （1） 助成対象事業の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- （2） 助成金の交付を受けよとする年度内に完了する事業であること。

## （助成金の額）

第4条 助成金の額は、1活動につき3万円を限度とする。

## （交付の申請）

第5条 助成金の交付の申請をする者は、会長が指定する期日までに石垣市民憲章推進協議会助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

## （審査）

第6条 会長は、前条の申請があったときには、その内容を審査し、その結果を石垣市民憲章推進協議会助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

## （交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により交付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 申請の内容を変更する場合は、会長の承認を受けること。
- （2） 助成事業の活動を中止又は廃止する場合は会長の承認を受けること。
- （3） 助成事業が、予定期間内に完了しない場合または助成対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- （4） その他、会長が必要と認める条件。

## （概算払い）

第8条 会長は、助成金の概算払いをすることができる。

## （実績報告）

第9条 実績報告をしようとするときは、事業終了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日にまでに、石垣市民憲章推進協議会助成金活動実績報告書（第3号様式）に会長が必要と認める書類を添えて会長に提出しなければならない。

## （返納）

第10条 会長は、既に交付した助成金に過払分が生じた場合には、石垣市民憲章推進協議会助成金返納通知書（様式第4号）により、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。  
2 前条の通知を受けた者は、当該通知に基づき助成金の額の一部又は全額を速やかに返納しなければならない。

## （補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。